

## 入札説明書等についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	別紙様式	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	13	第6	4	(1)	イ				資金調達・返済計画	平成22年9月7日の基準金利を用いて割賦料を提案するとありますが、公平を期すために金利の公表はあるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	18	第8	1	(1)					SPCの設立	「落札者は事業者となるSPCを市内に設立する。」とありますが、落札後から本施設完成までは、SPCの本店所在地とする建物がないことから、落札後から本施設完成までは、SPCの所在地は、市内にこだわらず、事業者の任意の場所でもよろしいでしょうか。ご教示ください。	実施方針についての質問回答No.18回答(平成22年2月15日)のとおり、SPCは立川市内に設立としていますが、本施設(新共同調理場)内は不可としています。
3	入札説明書	18	第8	1	(1)					SPCの設立	「落札者は事業者となるSPCを市内に設立する。」とありますが、本施設完成後は、本施設をSPCの本店所在地として商業登記することはお認めいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等についての質問回答(第2回)No.2回答を参照してください。
4	要求水準書	4	第1	4						不発弾等残留状況(磁気探査)	事前に磁気探査を行った会社名をご開示願います。	パシフィックコンサルタンツ(株)です。
5	要求水準書	4	第1	4						不発弾等残留状況(磁気探査)	磁気探査調査については、建設工事と関係ない部分(例えば既存植栽を保存する緑地等)は行わない考えで宜しいでしょうか。	敷地全体の調査は必須ではありません。建設工事に際しての安全性を担保するための対応をお願いします。
6	要求水準書	4	第1	4						埋蔵文化財	・埋蔵文化財について、市担当課にて試掘などを行う事があると記載しておりますが、具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。 ・また、その時期については設計・建設スケジュールに影響の無い時期に行うものと考えて宜しいでしょうか。	・前段については、計画地は埋蔵文化財包蔵地外ですが、立川市埋蔵文化財担当(生涯学習推進センター文化財係)が試掘の必要があるとした場合です。 ・後段については、ご理解のとおりです。
7	要求水準書	10	第2	1	2)	(4)	①			食育推進機能の導入に関する基本的要件	想定している見学頻度及び1回の見学での想定人数をご教示願います。	月に2～3回程度と考えますが、将来的には増えることも想定されます。想定人数は、児童の場合は約30～100名程度で、児童以外の場合は約10名程度が多いと考えます。
8	要求水準書	10	第2	1	2)	(5)	⑨			災害時の対応	災害時の緊急インフラ支援対応可能な設備(炊き出し炊飯や湯沸し等)は、市との協議で。現場スタッフ以外の近隣の調理員や本社スタッフが入室することもご了承いただけますでしょうか。	可能としますが、衛生面に留意してください。
9	要求水準書	11	第2	1	2)	(5)	⑨			移動式ガス発生設備	「移動式ガス発生設備等の災害時の緊急インフラ支援に対応可能な設備及びそのスペースを確保」とありますが、東京ガスと協議したところ、センター敷地には中圧ガスが通っており、阪神大震災・中越地震で耐久性が実証されているため、移動式ガス発生設備は、他の施設(病院等)に優先的に活用し、給食センターには原則として貸与しない方針とのこと。 要求水準では、移動式ガス発生設備の活用を想定されていますが、実際に災害発生時に使用できないとなりますと、当該項目については他の対処法等を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	「移動式ガス発生設備等」は例示であり、必須とするものではありません。要求水準書についての質問回答No.35(平成22年6月10日)のとおりで、インフラ状況等を考慮して、適切な防災機能を提案してください。

## 入札説明書等についての質問回答

質問 No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	別紙様式	項目名	質問の内容	回答
10	要求水準書	14	第2	2	2)	(3)	ウ			開発許可・計画通知等関係書類	計画通知とありますが、建築主はSPCであることから、確認申請ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。「また、本建物の建築に当たっての確認申請については、SPCを建築主とする確認申請とする。」と修正します。 併せて、要求水準書の質問回答No44(平成22年6月10日)についても、この内容として修正します。
11	要求水準書	16	第2	2	3)	(5)	ア	①		仕上計画	仕上計画については周辺環境との調和を図ると記載しておりますが、周辺からの事前の要望は具体的にあつたのでしょうか。要望があればご教示下さい。	自衛隊より「屋根等の仕上げによる太陽光の反射」に対する意見はありましたが、それ以外の要望は現時点ではありません。
12	要求水準書	16	第2	2	3)	(4)				構造計画	「官庁施設の総合耐震計画基準」において「建築設備：甲類：大地震後の人命の安全性確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる」とあります。自家発電設備及び直流電源設備の設置が原則となると考えられますが、自家発電設備の必要な設備機能と継続期間をお教え下さい。	自家発電機設備及び直流電源設備の設置は必須ではありません。 「官庁施設の総合耐震計画基準」における「甲類の建築物の建築設備の信頼性向上及び代替手段」等に準じて提案してください。
13	要求水準書	21	第2	2	4)	(2)	イ	c	(g)	情報通信設備	市中学校給食用の現有システムを移設するために必要な費用については市にて負担するとの考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 対面対話の質問回答No.A-10(平成22年7月26日)をご参照ください。
14	要求水準書	23	第2	2	4)		イ	h		監視カメラ設備	見学者への展示を目的とし、見学窓から直接目視出来ない調理関連室にはカメラを設置とありますが、具体的にどの範囲への設置をお考えでしょうか。	要求水準書についての質問回答No.82(平成22年6月10日)のとおり、できるだけ多くの調理工程が直視でき、それが不可能な工程は、見学ルート内でモニター等で視認できることを考えています。
15	要求水準書	31	第2	3	(3)		オ	(ア)	a	洗浄・消毒・保管の機器総合事項	「～必要に応じて区画できるようにすること」とありますが、どの程度区画するのでしょうか？例えば、シャッターで区画するのか、あるいは簡易な仕切りで区画するのか、どの程度を想定されているのか、お考えをお教えください。	シャッターにて区画するなど、ノロウィルス等の病原ウィルスが拡散しない性能を想定しています。
16	要求水準書	33	第2	3	3)	(5)				調理温度等管理システム	「室内温湿度の計測箇所は、給食エリア各諸室に複数箇所設けること。」とありますが、部屋面積が10㎡未満などの小さい部屋にも複数箇所設置しなければならないのでしょうか。(計測箇所の設計は事業者の提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。)	10㎡未満などの小さい部屋については提案に委ねます。
17	要求水準書	36	第3	3	(2)		イ	(ウ)		近隣調査・準備調査等	着工前業務において「近隣への説明等を実施し、工事工程等についての了承を得ること」とありますが、一部の近隣の了承を得ることが出来ない場合、事業者側のリスクとなるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	要求水準書	36	第4	3	(2)		イ			近隣調査・準備調査等	市として、事前説明等は行われているのでしょうか。行われているのであれば、説明資料をご開示願います。	隣接の土地所有者である陸上自衛隊、財務省に事前説明をしていますが、その他は行っていません。
19	要求水準書	48	第6	6	(2)		ウ	(ア)		給食エリアの清掃	貴市の既存の給食センターにおける非汚染区域の高所壁面清掃・天井面清掃の頻度をご教示ください。	年1回、夏休み期間に行っています。
20	要求水準書	52	第7	1	(3)		ア			配送・回収時間	給食終了後速やかに食器、食缶等の回収を行うこととありますが、「速やかに」とはおおむねどのくらいの時間を目安に検討すべきでしょうか。	給食終了後、概ね1時間後を基本としていますが、遅くとも14:30までをお願いします。
21	要求水準書	63	第8	2	(4)		イ	(カ)		試食会の実施支援	試食会対応における1日の最大食数は何人程度を想定すればよいでしょうか。	最大100食程度を想定してください。

## 入札説明書等についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	別紙様式	項目名	質問の内容	回答
22	要求水準書	67	第8	5						運営備品等の調達業務について	<p>運営備品等(食器類、食缶等・コンテナ・配膳車及び配膳台・配送車)について</p> <p>①運営業務開始時に必要となる初年度調達に係る費用は、割賦料となるのでしょうか、それとも委託料となるのでしょうか。</p> <p>②(様式2-10)設計・建設費見積書及び(様式4-9)運営費見積書への費用の計上方法についてご教示ください。</p>	<p>①については、事業契約書(案)についての質問回答No.118(平成22年6月10日)に示すとおり、委託料です。</p> <p>②については、運営備品は運営費見積書(様式4-9)に計上してください。</p>
23	要求水準書								1	計画地周辺都市計画図	<p>計画地周辺都市計画図(資料-1)の凡例が、小さい文字のため見えにくいので、拡大したものをいただくことは可能ですか。</p>	<p>「立川市都市計画図」は、立川市ホームページに掲載しています。(ホーム&gt;手続き・申請・業務&gt;都市計画図) また、立川市役所本庁舎3階の市政情報コーナーにて、販売もしています。(1部1,000円)</p>
24	要求水準書	16	資料10						10	小荷物運搬昇降機	<p>各校の小荷物昇降機のカゴ寸法が記載されていますが、扉の有効開口寸法(幅、高さ)はカゴ寸法と同じと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>扉の方が小さい場合は、各校の開口寸法をお教え下さい。</p>	<p>同じと考えて結構です。「カゴ寸法」より「扉の開口寸法」が小さいことはありません。</p>
25	要求水準書		資料13						13	平成21年度予定献立表	<p>・1月8日の実施方針に関する説明会で、本事業の炊飯は現状の週3~4回から、週5日のほぼ毎日で検討されているとのことでしたが、その理解でよろしいでしょうか。</p> <p>・また、現在公表されている平成21年度の献立を拝見しますと、毎月の炊飯の大半が混ぜご飯となっています。週5日の炊飯も同様の割合という認識でよろしいでしょうか。人員配置計画に影響するため、1ヶ月の献立における混ぜご飯と白飯の割合をご教示いただけませんか。</p>	<p>・前段については、ご理解のとおりです。</p> <p>・後段については、将来的な割合については今後検討します。</p>
26	要求水準書		資料13						13	平成21年度予定献立表	<p>グリルテーブルを使用した手作り献立ですが、現在、貴市で想定されている実施頻度をご教示いただけませんか。</p> <p>平成21年度の献立表から、本事業も月2回程度であるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>現在は献立単位で月2~3回程度、日単位で4~6日(2~3回×2献立)程度ですが、将来的な使用頻度については、今後検討します。</p>
27	要求水準書	26	資料14						14	諸室リスト	<p>下処理エリアに該当する冷蔵庫(1)~(4)及び冷凍庫①~③の設備関連にある記載で「温度・湿度の管理が適切に実施・・・」との記載がありますが湿度管理も行うのでしょうか。</p>	<p>適切な温度管理を行うことで、一定の湿度管理も可能と考えています。</p>
28	要求水準書	49	資料14						14	自販機	<p>・リフレッシュルームに設置する自販機の光熱水費は市側が負担するのでしょうか。</p> <p>・また、自販機専用の積算電力計を設置する必要があるのでしょうか。</p>	<p>・前段については、市職員用事務室以外は、事業者負担としています。</p> <p>・後段については、自販機専用の子メーターを設置してください。</p>
29	様式集	30	様式2-10						2-10	様式2-10 諸室備品リストについて	<p>資料-17 諸室備品リストに提示されている備品については、事業者で見積りの上、様式2-10 VIII.施設備品に計上し、サービス購入料の割賦料を構成するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
30	様式集	20							2-3	様式2-3[1/4] ⑤施設平面図	<p>「施設平面図」は「1/200」で建築物の主要な寸法を明記することになっていますが、平面図のみで用紙がほぼ一杯になり、寸法線が見つらいものとなってしまいます。図面スケールを1/300とすることは可能でしょうか。</p>	<p>⑤施設平面図については、1/200としてください。</p> <p>なお、補足説明資料として、1/250の各階平面図資料を追加することも可能とします。</p>

## 入札説明書等についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	別紙様式	項目名	質問の内容	回答
31	様式集	21							2-3	様式2-3[2/4] ①建築概要及び建築計画	<建築概要>の表は「全体」と「施設本体及び付帯施設」に分かれています が、「建築面積(付帯施設を含む)」、「延床面積(本体施設・付帯施設・合計)」が、同じものを記載するようになって います。 同じ数字を記載すればよろしいでしょうか。それとも、「施設本体及び付帯施設」の欄は提案内容に応じて「施設本体」と「付帯施設1」「付帯施設2」などの 様に分けて、それぞれ単体の建築概要 を表記すればよろしいでしょうか。	施設本体及び付帯施設については、各棟毎の建築面積及び延床面積を記載してください(必要に応じて、棟毎に欄は追加して構いません)。全体には、それらの合計値を記載してください。
32	様式集	25							2-5	様式2-5 設計・建築業務 提案書 業務計画説明書 3	・「⑥ノロウイルス発生等の事態に対応した機能」とはノロウイルス発生等を「予防するため」に対応した機能と考えてよろしいでしょうか。 ・「発生した後の事態」に対応した機能ということであれば、学校で発生した場合なのか、調理場内(職員や事業者、調理員)で発生した場合なのかをお教え下さい。	・前段については、「発生を予防する」のではなく、「発生した場合の拡大を防止する」ためです。 ・後段については、特定する1つの学校で発生した場合です。
33	様式集	31							2-10	様式2-10 設計・建設費見積書	費目に「X. 付帯」とありますが、この欄には、本体とは別棟の建物(例えばゴミ置場・車庫など)があった場合に、その別棟建物に関わる建築工事を記載すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	様式集	44							4-5	様式4-5 運営業務提案書	落札者決定基準3-(4)では、①～③の記載がありますが、同じ項目について、様式集の様式4-5では、①と②の記載のみで③がありません。落札者決定基準に合わせて、様式に追加してもよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。様式4-5に「③運営面での食育学習機能の充実」を追加し、修正します。
35	様式集								5-5	様式5-5 事業計画説明書 4	様式集の規格には、「A4横」との記載であるが、「A4縦」の誤記ではないでしょうか?	ご理解のとおりです。様式集を修正します。
36	様式集								5-7	様式5-7 割賦料内訳書	様式集の規格には、「A4横」との記載であるが、「A4縦」の誤記ではないでしょうか?	ご理解のとおりです。様式集を修正します。
37	落札者決定基準	6	第4	4	(2)	3	(4)	②		地産地消の推進について	「地産地消の推進への具体的提案」が求められていますが、地域の食材の調達率や、具体的にどのような食材が地域内から調達されているかなど、現状の地産地消に関する情報や資料などがございましたら、ご提供いただけないでしょうか。	地元野菜使用に関する資料を入札参加者(代表企業)に配付します。
38	基本協定書(案)	2	第6							事業契約	本事業の入札に関係のない独禁法違反でも、(違約金はとられないが)事業契約が締結されないことがありえるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	事業契約書(案)	2	第1	(7)						定義	「第6条第1項第3号所定・・・」とありますが、第3号は、第4号の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)を修正します。
40	事業契約書(案)【修正版】	2	第1	(7)						定義 「開業準備業務」	第6条第1項第3号は、第6条第1項第4号の誤記ではないでしょうか。	入札説明書等についての質問回答(第2回)No.39を参照してください。
41	事業契約書(案)	2	第1	(13)						定義	「・・・のうち、工事監理業務を除いたもの・・・」とありますが、第6条の本事業の概要においても、(3)建設業務と(2)工事監理業務は明確に区分されており、当該文言は不要と考えますが、いかがでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。

## 入札説明書等についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	別紙様式	項目名	質問の内容	回答
42	事業契約書(案)	2	第1条	(13)						定義	「それ以外を『施設建設業務』という」とありますが、(3)建設業務のうち、工建設に伴う各種申請手続き、オ 完成図書を作成、カ 本施設の引渡しについては、施設建設業務と厨房設備調達設置業務のいずれにも関わる業務と考えますが、いかがでしょうか。また、その場合、定義を修正する必要がありますが、いかがでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。ご指摘の各業務は、厨房設備に係ることも含めて、建設企業に行っていたことを想定しています。
43	事業契約書(案)【修正版】	3	第1条	(24)						定義「施設供用業務費」	「該当の運営期間における運営業務の遂行の対価」は「施設供用業務費」には含まれないのでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)第1条24項を「維持管理業務及び運営業務の遂行を～」と修正します。
44	事業契約書(案)	3	第1条	(25)						施設整備費の定義	施設整備費とは、「建設一時金と割賦料の合計額をいう」とあり、施設整備費には割賦利息が含まれていると理解されます。一方、第1回事業契約書(案)についての質問回答No.12には、「施設整備費とは、消費税相当額を含む合計金額です。様式2-10『設計・建設費見積書』の『合計』欄に記載する金額としてください。」とあり、施設整備費には、割賦利息は含まれないと理解されます。このため、施設整備費の定義について、割賦利息が含まれるかどうか改めてご教示ください。(施設整備費に割賦利息が含まれる場合、履行保証保険料や普通火災保険料が増加し、入札金額に影響することから、改めて質問させていただきます。)	施設整備費とは、様式2-10『設計・建設費見積書』の「合計」欄に記載する金額を初期投資額として算定される割賦料に建設一時支払金を加えた金額が該当します。 この回答をもって、事業契約書(案)についての質問回答(平成22年6月10日)No.12の回答を改めます。
45	事業契約書(案)【修正版】	4	第1条	(36)						定義	「入札書類」に、“…質問に対する市の回答”が含まれていますが、貴市の回答内容については、必要に応じて事業契約書に反映(追記又は修正)されるという理解でよろしいでしょうか。(第2条第2項の規定により、「入札書類」が「本契約」に劣後することとされているため。)	ご理解のとおりです。
46	事業契約書(案)【修正版】	4	第1条	(36)						定義	念のための確認ですが、「入札公告後に当該資料に関して受け付けられた質問に対する市の回答」には、「対面対話の質問回答」も該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	事業契約書(案)	6	第5条	5						事業場所	事業者に戻すべき事由によらない本事業用地の埋蔵物又は地盤沈下に起因する損害等については市の負担としたうえで、「ただし、第15条に定めるところに従って市が増加費用を負担して対策が講じられている場合は、この限りでない」とありますが、当該市の対策をしてもなお、事業者に戻すべき事由によらず損害、損失又は費用が発生した場合、当該損害、損失又は費用についても原則市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、市が対策を行ったにもかかわらず、かかる対策が不十分であったことを原因として損害、損失又は費用が生じる場合には、事業者の責任で市の対策が不十分であったことを明確に示していただく必要があります。
48	事業契約書(案)【修正版】	6	第5条	5						事業場所	“埋蔵物又は地盤沈下に起因する損害、損失又は費用”とありますが、土壌汚染等の土地の瑕疵に起因する費用等についても、同様の扱いになるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 入札説明書等についての質問回答

質問 No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	別紙様式	項目名	質問の内容	回答
49	事業契約書(案) 【修正版】	8	第9条	1	(1)					契約保証金	契約保証金の算定における施設整備費には、割賦料のうち金利償還分相当額は含まれないという理解で宜しいでしょうか。第1回質問回答(事業契約書(案)についての質問回答No.12)において”施設整備費は様式2-10「設計・建設費見積書」の「合計」欄に記載する金額”とのご回答を頂いています。	入札説明書等についての質問回答(第2回)No.44を参照してください。
50	事業契約書(案)	8	第9条	3						履行保証保険の保険金額	第9条第3項(1)もしくは(3)に基づき、履行保証保険契約を締結する場合の保険金額は、第9条第1項(1)を踏まえ、「施設整備費の100分の10以上に相当する額」になるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	事業契約書(案)	9	第11条	1						第三者による実施	「厨房設備設計業務を厨房企業に」とありますが、厨房企業は、厨房設備企業の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)を修正します。
52	事業契約書(案)	10	第11条	4						第三者による実施	「…若しくは厨房企業その他の…」とありますが、厨房企業は、厨房設備企業の誤りではないでしょうか。	入札説明書等についての質問回答(第2回)No.51を参照してください。
53	事業契約書(案)	14	第19条	3						第三者による施工	「本件工事若しくは厨房設備調達設置業務」とありますが、第1条第1項(41)の定義を読むと本件工事には厨房設備その他の什器備品の調達・設置も含まれております。従って、本件工事とは別の業務と読み取ることができる「若しくは厨房設備調達設置業務」の文言は不要ではないでしょうか(同様の記述が他に2か所あります)。	ご理解のとおりです。 事業契約書(案)第19条第3項は、 「3 <del>【削除】</del> 本件工事 <del>【削除】</del> に関して、事業者又は建設企業若しくは厨房設備企業が使用する一切の第三者に対する本件工事 <del>【削除】</del> の委託又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、 <del>【削除】</del> 本件工事 <del>【削除】</del> に関して、事業者又は建設企業若しくは厨房設備企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。」と修正します。  あわせて、第46条第4項中、 「4 維持管理企業、厨房設備企業若しくは運営企業その他施設供用業務に関して～」は、「4 <del>【削除】</del> 施設供用業務に関して～」とします。
54	事業契約書(案)	14	第19条	3						第三者による施工	「建設企業、厨房設備調達設置業務その他」とありますが、厨房設備調達設置業務は、厨房設備企業の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。 入札説明書等についての質問回答(第2回)No.53を参照してください。
55	事業契約書(案)	15	第23条	1						備品の購入	管理スケジュールの調整以外の協力内容の詳細をご教示ください。(事業者側で費用が発生するような作業があるのでしょうか。)	備品の搬入に際しての作業関連のものがあるかもしれませんが、事業者の費用負担が発生するものは想定していません。
56	事業契約書(案)	15	第24条	3						工事監理	「工事監理者の作成した工事監理報告書を作成し」とありますが、「工事監理者をして工事監理報告書を作成させ」との記述の方が意図がより明瞭かと存じますが(原文だと誰が工事監理報告書を作成するのか不明瞭です。)、修文をお願いできないでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業契約書(案)第24条第3項は「～本件工事の工事監理状況について工事監理者に工事監理報告書を作成させ～」に修正します。
57	事業契約書(案)	17	第29条	1						シックハウスへの対応	「第25条に定める」とありますが、第25条は、第23条の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)を修正します。
58	事業契約書(案)	17	第30条	4						法令による完成検査等	「別紙6(完工時の提出図書)第1項」とありますが、別紙6には第2項以降の項がありませんので、第1項は不要ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)を修正します。

## 入札説明書等についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	別紙様式	項目名	質問の内容	回答
59	事業契約書(案)	18	第31条	1						市による完工確認	「建設企業及び工事監理者を立ち合わせ、…市による完工確認を受ける」とありますが、厨房設備企業の立会いは不要との理解でよろしいでしょうか。	厨房設備企業を追加します。なお、実際には、当該企業のみで説明など対応できない場合においては、その他立会の必要性が生じる企業の立会をお願いします。
60	事業契約書(案)	18	第32条	2						施設供用業務の遂行体制整備	「市に対しそれぞれ通知を行う」とありますが、それぞれとは、施設供用業務を構成する維持管理業務と運営業務2つの業務を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	「それぞれ」とは、施設供用業務の個別の業務という意味です。
61	事業契約書(案)	18	第32条	3						施設供用業務の遂行体制整備	「それぞれ確認する」とありますが、それぞれとは、施設供用業務を構成する維持管理業務と運営業務2つの業務を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等についての質問回答(第2回)No60回答と同様に、「それぞれ」とは、施設供用業務の個別の業務という意味です。
62	事業契約書(案) 【修正版】	21	第40条	1						本施設の引渡し	融資金融機関は約15年に渡る長期のファイナンスを行ううえで、事業者が貴市から受領する施設整備に係るサービス購入料を裏付けとすることから、本施設の引渡確認が融資実行の大前提となります。しかし、現状の規定では、引渡しが貴市の完工確認後から引渡予定日までの期間中なら認められる流動的な規定となっていることから、融資の基本条件である貸出期間の開始日をあらかじめ特定することが困難となっています。つきましては、“引渡予定日「まで」”に“を”、“引渡予定日”に“(二)字削除)として頂けますようご検討をお願いいたします。	事業契約書(案)のとおりとします。なお、引渡予定日に施設を引き渡すことも可能であり、引渡日は市と協議してください。
63	事業契約書(案) 【修正版】	21	第40条	1						本施設の引渡し	“引渡しは必ず…書面で行なう”とありますが、貴市からも事業者に対し、目的物引渡受領書等の書面を交付していただけという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	事業契約書(案)	22	第41条	1						運営開始の遅延	「本施設に係る運営開始が供用開始予定日より」とありますが、「本施設に係る運営開始」は、「供用開始日」とした方がより明瞭かと存じますが、いかがでしょうか。(第2項、第3項においても同様です。)	事業契約書(案)のとおりとします。なお、供用開始日は実際の開始日を意味しており、供用開始予定日は予定日(平成25年4月1日)を意味しています。
65	事業契約書(案)	22	第41条	2						運営開始の遅延	「その施設整備に係る対価に相当する額」とありますが、第1条第1項(25)に規定の施設整備費を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	事業契約書(案)	23	第42条	5						瑕疵担保責任	・本規定に基づき建設企業及び厨房設備企業が行う保証は、それぞれ自己の業務に関してそれぞれ事業者に連帯して保証するとの理解でよろしいでしょうか。 ・その場合、提出する保証書は、建設企業、厨房設備企業それぞれ別に作成し提出するとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段とも、ご理解のとおりです。
67	事業契約書(案)	25	第47条	4						施設供用業務の遂行計画	HACCP対応マニュアル等について市は異議を申し立てることができる規定になっておりますが、当該異議については、あくまで合理的な範囲内での異議に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	事業契約書(案)	26	第51条							業務の品質確保	「とエネルギーマネジメント適切に行う」とありますが、「とエネルギーマネジメントを適切に行う」の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書(案)を修正します。

## 入札説明書等についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	別紙様式	項目名	質問の内容	回答
69	事業契約書(案)【修正版】	26	第51条							業務の品質確保	～マネジメント「を」適切に～(一字追加)	入札説明書等についての質問回答(第2回)No.68回答をご参照ください。
70	事業契約書(案)	27	第52条							施設供用業務の報告	「また、(ii)別紙10(業務報告書の構成及び内容)第2項…運営業務実施報告」とありますが、(i)の表現を踏まえ、「また、(ii)運営期間中、別紙10(業務報告書の構成及び内容)第2項…運営業務実施報告」と修正したほうが意味が明瞭かと存じますがご修正いただけないでしょうか。	「維持管理期間中、」を削除します。
71	事業契約書(案)	29	第57条							サービス購入料の減額	「サービス購入料のうち施設供用業務遂行」とありますが、他の平仄を踏まえ、「サービス購入料のうち施設供用業務の遂行」と修正いただけないでしょうか。	ご指摘のとおり、事業契約書(案)第57条を修正します。
72	事業契約書(案)【修正版】	31	第64条	1	(1)					引渡日前の解除の効力	(対面対話の質問回答No.A-43関連)念のための再確認で恐縮ですが、第68条第1項の規定にしたがい事業者が貴市に対して引き渡した設計図書及び完工図書については、第64条第1項第1号に規定されている「合格部分」に含まれる、という理解でよろしいでしょうか。ファイナンスにも関わってくる事項ですので、よろしく願いいたします。	ご理解のとおりです。
73	事業契約書(案)【修正版】	31	第64条	1	(1)					引渡日前の解除の効力	貴市が履行保証保険契約(第9条第3項第1号)に基づき保険金を受領することが合理的に見込まれる場合には、当該保険金の受領に先立って、貴市の支払債務と違約金支払請求権とを相殺することはない、という理解でよろしいでしょうか。仮に貴市が当該保険金の請求に先立ってかかる相殺を実行されると、保険金請求の基礎となる貴市の違約金支払請求権(事業者の違約金支払債務)が消滅し、保険会社から保険金の支払いを受けられなくなる可能性があることから、念のため確認いたします。	ご理解のとおりです。
74	事業契約書(案)【修正版】	33	第65条	4	(1)					引渡日後の解除の効力	・貴市による相殺に先立ち、第66条第1項に規定されている違約金相当額をもって貴市の損害額に充当される、という理解でよろしいでしょうか。 ・また、第65条第4項第1号の主旨は、当該充当後において、なお貴市の損害額に残余がある場合であって、①当該残余額が未払いの施設整備に係る対価を上回るときに相殺される、②当該残余額が未払いの施設整備に係る対価を下回るときには、第66条第3項に基づき、当該残余額を事業者に請求する、という理解でよろしいでしょうか。	・前段については、相殺に先立って充当するということはありません。なお、この場合違約金支払い請求権だけでなく、損害賠償請求権も相殺することになります。 ・後段については、相殺する以上、充当はしません。①当該残余額が未払いの施設整備に係る対価を上回るか否かを問わず、市は相殺することができません。 ②この場合、市のもつ違約金支払請求権、損害賠償請求権の額が市の支払い債務の額を上回る場合には、上回った額を請求することになります。
75	事業契約書(案)【修正版】	34	第66条	1	(1)					損害賠償	引渡し日までに解除された場合の損害賠償の算定における施設整備費には、割賦料のうち金利償還分相当額は含まれないという理解で宜しいでしょうか。第1回質問回答(事業契約書(案)についての質問回答No.12)において「施設整備費は様式2-10「設計・建設費見積書」の「合計」欄に記載する金額」とのご回答を頂いています。	入札説明書等についての質問回答(第2回)No.44を参照してください。
76	事業契約書(案)【修正版】	34	第66条	1	(2)					損害賠償	引渡し日以降に解除された場合の損害賠償の算定における施設供用業務の遂行に係る対価のうち、契約解除日以降の変動料金分の委託料相当額については、入札説明書14ページに示されている各年度の提供食数に基づいて算定を行うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。



## 入札説明書等についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	別紙様式	項目名	質問の内容	回答
77	事業契約書(案)	35	第71条	2						運営協議	市側で想定されている運営協議会の①目的、②開催頻度、③出席者、④協議内容、⑤その他運営協議会についてご教示ください。	①④事業契約書で予定されている協議 ②上記発生の都度 ③市及びSPCを想定しています。また、 ⑤その他事務レベルの会議を、月1回予定しています。
78	事業契約書(案)	35	第71条	2						運営協議会	「別途定められた運営協議会設置要綱」とは、落札後、市と事業者が協議して作成するのでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
79	事業契約書(案)【修正版】	36	第79条							権利等の譲渡制限	貴市の事前承諾を要するのは、事業契約上の債権・地位に対して担保権を設定する場合のみであり、事業者株式に対して担保権を設定する場合はその対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	本契約においてはご指摘のとおり、事業者に承諾を求めるものではありません。なお、基本協定の定めがあるので留意してください。
80	事業契約書(案)	38	第84条							疑義に関する協議	実施方針等についての意見・回答(平成22年2月15日)質問No. 81にてご回答いただきました物価変動に関する協議につきましては、本契約に明記されてはおりませんが、第84条に基づきご協議いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	規定がない場合には、本条の協議の対象となります。
81	事業契約書(案)	40	別紙2						2	本事業用地	・「敷地概況」のうち「概況等」の欄に、陸上自衛隊立川駐屯地財産のフェンス及び財務省財産のフェンスの撤去を事業者負担にて行う規定がありますが、当該フェンスを撤去することについては、市と陸上自衛隊、財務省との間で合意済みであるとの理解でよろしいでしょうか。 ・また、その場合、合意にあたり、撤去等に関して陸上自衛隊、財務省から条件・要望等がありましたら、その内容につきご教示願います。	・前段については、陸上自衛隊、財務省との協議を踏まえ、要求水準書及び質問回答等に示しています。 ・後段については、西側フェンスは既存撤去・新設とします。南側フェンスは自衛隊協議により新設・既設利用のどちらでも可能です。新設の場合には現況同等の機能を有するものとし、詳細については設計段階での協議となります。
82	事業契約書(案)	40	別紙2						2	本事業用地	「敷地概況」のうち「その他特筆事項」の欄に、本施設用地について市が財務省より購入予定とされておりますが、購入予定日についてご教示願います。	平成22年度内を予定しています。
83	事業契約書(案)	40	別紙2						2	本事業用地	「敷地概況」のうち「その他特筆事項」の欄に、本施設用地について市が財務省より購入予定とされておりますが、本件工事着工予定日までに購入できない場合、工期の延長及び工期の延長に伴う増加費用は、市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	事業契約書(案)【修正版】	41	別紙2	1					2	敷地現況(その他特筆事項)	現状では敷地が国有地とのことですが、事業契約(または仮契約)締結時までに貴市への所有権移転が完了するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	事業契約書(案)	46	別紙5						5	着工時及び施工中の提出書類	「1 着工前の提出書類」及び「2 施工中の提出書類」について、いずれも建設企業が作成することになっておりますが、厨房設備企業については、このような提出書類はないものとの理解でよろしいでしょうか。もし、同様の時期に提出する必要書類がございましたらご教示ください。	厨房設備機器に関する書類一式を作成、提出してください。

## 入札説明書等についての質問回答

質問No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	別紙様式	項目名	質問の内容	回答
86	事業契約書(案)	49	別紙7	2			(3)		7	厨房設備にかかる保険	別紙7 事業者等が付保する保険の(3)において『厨房設備にかかる保険』との記載がありますが具体的にどの様な内容の保険になりますでしょうか。	事業契約書(案)についての質問回答(平成22年6月10日)No104回答のとおり、厨房設備にかかる保険とは、火災保険、第三者賠償保険などです。
87	事業契約書(案)	49	別紙7						7	事業者等が付保する保険	「1. 整備期間中の保険(1)建設工事保険、(2)第三者賠償責任保険および2. 維持管理期間中の保険(1)第三者賠償責任保険」について、補償額が本施設等の再調達金額とされておりますが、本施設等が不明確です。具体的ななどの項目の金額までを含めるのかご教示ください。	ご指摘のとおり、「本施設等」を「本施設」に修正します。
88	事業契約書(案)	49	別紙7						7	事業者等が付保する保険	「1. 整備期間中の保険(1)建設工事保険」について、被保険者となる業務実施者とは、設計企業、建設企業、工事監理企業及び厨房設備企業を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	事業契約書(案)	49	別紙7						7	事業者等が付保する保険	「1. 整備期間中の保険(2)第三者賠償責任保険」について、被保険者となる業務実施者とは、設計企業、建設企業、工事監理企業及び厨房設備企業を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	事業契約書(案)	51	別紙8						8	不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	「(2)本施設の引渡日以降」において、「本施設に損害、損失及び費用が」とありますが、第14条第3項第4号をはじめとする当該負担割合に関する規定は、事業者において損害等が発生した場合に関するものです。つきましては、「本施設に」を「施設供用業務に」とすべきかと存じますが、ご修正いただけないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
91	事業契約書(案)【修正版】	51	別紙8				(2)		8	不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	～一事業年度につき「、」累計で「、」～支払われるべき「、又は」解除日が～(五字追加)	ご意見のとおり、事業契約書(案)を修正します。 「損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき解除日が属する事業年度において支払われるべき施設供用業務の遂行に係る対価総額の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、」を「損失及び費用の額が、一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき施設供用業務費の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、」と修正します。
92	事業契約書(案)【修正版】	59	別紙12	5					12	サービス購入料の減額の基準と方法	累積ペナルティポイントは、当該四半期毎に計算され、翌四半期には繰り越さないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、ペナルティポイント付与の対象となる事項が改善されないまま、四半期を越えた場合には、翌四半期の1日目から新たにペナルティポイントが付与されます。

## 入札説明書等についての質問回答

質問 No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	別紙様式	項目名	質問の内容	回答
93	要求水準書(案)についての質問回答	6							4	No4 敷地現況	要求水準書についての質問回答(平成22年6月10日付)のNo.4に記載されています。東京都環境局様と貴市の事前協議において、何か特定されたような樹種等ありますでしょうか?ありましたら、ご教示下さい。	東京都環境局との事前協議において、特定した樹木等はありません。
94	要求水準書(案)についての質問回答	6							5	No5 敷地現況	第一回の質問回答において、資料-2に示されている敷地の西側にある換気孔2本と扉1ヶ所を有する小山は「現在財務省と協議中」とありますが、財務省若しくは市側にて事前に撤去して頂けるのでしょうか。	対面対話の質問回答(平成22年7月26日)No.A-48のとおり、事業者にて撤去していただきます。 なお、8月24日に入札参加者に現地見学及び資料配付をいたしましたので、それらを参考にしてください。
95	要求水準書(案)についての質問回答	2							18	No18 防災機能の導入に関する基本的要件	・「対落雷性能Ⅲ」とありますが、法的に避雷設備を必要としない建物でも、建築物・工作物の保護のために避雷設備を設けると考えてよろしいでしょうか。 ・また、その場合航空障害物制限区域に配慮した高さ制限を受けると考えてよろしいでしょうか。	・前段については、「対落雷性能Ⅲ」の基本的性能及び技術的事項に沿ったものとしてください。 ・後段については、設置する場合は、制限の対象となります。
96	要求水準書(案)についての質問回答	20							173	No173 研修室	「調理実習台は研修室とは別に調理実習室を設け設置することも可能」ということは「研修室(2)とは別に調理実習室を設けなくともよい」と解釈できます。調理実習室を別に設けない場合において、研修室(1)と研修室(2)の2室を繋げて利用する際に、研修室(2)内にある調理実習台は設置したままの状態であればと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。2室繋げて利用する場合に、調理実習台が邪魔にならないように、配置については工夫した提案を期待します。
97	要求水準書(案)についての質問回答	21							176	No176 リフレッシュルーム	「見学者の利用は想定しなくて良い」とのことですが、リフレッシュルーム内に設置する自販機についても見学者は利用しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	様式集についての質問回答								65	No65 様式4-4	様式集についての質問回答No.65(平成22年6月10日)で、「提案する献立は、7月2日のAとBに修正します。」と回答していますが、様式集修正版(平成22年6月10日)では修正されていません。回答のとおりでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本日公表する修正版は修正しました。
99	事業契約書(案)についての質問回答								118	No118 運営備品の調達業務に関する費用	「運営備品の調達業務に関する費用は委託料に含まれます。割賦料に含めることはできません。」とあり、運営備品等は「施設整備費」の一部という位置付けではないとの理解でよろしいでしょうか。なお、運営備品等が施設整備費として認識されない場合、様式4-9の「VI. 運営備品の調達業務」欄には、更新費を含む運営期間中の費用だけでなく、初期調達(購入)費を含めた総費用の年平均額(総費用÷15年間)を記載するという理解でよろしいでしょうか。	前段、後段とも、ご理解のとおりです。
100	対面対話の質問回答								A-30	No.A-30 運営備品等の調達業務について	配送車と同様に、食器類、食缶等、コンテナ、配膳車、配膳台も、事業者の所有になる旨の回答がありますが、これらのうち、事業者の償却資産とみなされる備品につきましては、貴市の固定資産税の課税対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 入札説明書等についての質問回答

質問 No.	書類名	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	a	別紙 様式	項目名	質問の内容	回答
101	対面対話の 質問回答	6							A-48	No.A-48 敷地現況	敷地西側の換気孔2本と扉1ヶ所については、事業者にて撤去することとなっていますが、財務省と市において協議中（第1回要求水準書についての質問回答No.5)のため、構造や収容物等が明らかになっていません。これらの詳細はいつ頃提示される予定でしょうか。	入札説明書等についての質問回答(第2回)No.94をご参照ください。

## 入札説明書等についての意見・回答

質問No.	書類名	頁	別紙様式	項目名	意見の内容	回答
1	要求水準書	67		コンテナのサイズ	配送用コンテナのサイズ指定(2クラス搭載)がありますが、配送効率を検証すると4クラス搭載のコンテナが効率も良く、施設整備のコンテナ消毒保管庫スペース、配送車両台数等を考えると、15年間で相当の経費節減が望めますので、コンテナサイズの変更を再考願います。	各学校の1階配膳室での移し替え作業は行わないので、ご指摘のコンテナサイズの変更はしません。
2	様式集	61	5-11	LCCO2計算書	貴市から示されている排出原単位は電気:0.555(kg-CO2/kWh)、都市ガス:2.08(kg-CO2/Nm <sup>3</sup> )となっておりますが、要求水準書・5適用法令及び適用基準等(1)における都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、環境確保条例といいます。)においては、電気:0.382(t-CO2/千kWh)、都市ガス:0.0138(t-C/GJ)となっております。環境確保条例の施行により、都内の事業者におけるCO2排出量の算定は環境確保条例の排出係数を活用することが主流になってきていることや、条例改定がH22年であることを鑑みると環境確保条例の排出係数が近年の各エネルギーにおける排出係数の実態をより正確に表しているものと考えられます。ついては、今回の排出係数については環境確保条例の数値をもって算定したいと考えますが、いかがでしょうか。	原案のとおりとします。
3	入札説明書等についての質問回答(第1回)			・様式集についての質問回答No.68 ・事業契約書(案)についての質問回答No.118  運営備品の調達業務にかかる費用の計上方法について	事業者が本施設の引渡し時までに調達(購入)する運営備品等の費用について、「施設整備費」の一部として認めていただけないでしょうか。(様式2-10「設計・建設費見積書」への記載を認めていただけないでしょうか。) ※運営備品等が施設整備費として認められない場合、SPCとして資金調達できない(割賦料に運営備品等の調達費が含まれず、金融機関から借入できない)ため、SPCから運営備品等の調達業務を受託する構成員の資金負担が過大になることが懸念されます。なお、施設整備費として認められる場合、SPCとして金融機関から借入することが可能となるため、運営備品等の調達費を構成員に一括して支払うことが可能となります。	運営備品等について、市は所有権を持たないこととしており、更新を含めて、事業者での管理を基本としていますので、原案のとおりとします。
4	対面対話の質問回答			対面対話を受けての食器、食缶類のコンテナ積載について【食缶類について】	「食缶はすべてクリップ、パッキン付とする」とありますが、「汁物食缶のみ」クリップ、パッキン付と変更していただけないでしょうか。 汁物以外の食缶がクリップ、パッキン付でないことで、食缶をさらに効率的にコンテナに積載できると考えています。	原案のとおりとします。